

## 第39回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成 27 年 11 月 2 日（月） 午後 2 時 30 分～午後 4 時 30 分
- 2 場 所 長野県庁 西庁舎 1 階 111 号会議室
- 3 出席者  
(委 員) 竹内会長、岩井委員、織委員、松江委員、宮原委員  
(事務局) 福田課長、山崎企画幹、石山担当係長、永原主事、羽片主事、和田主事
- 4 議 題
  - (1) 意見聴取案件について
  - (2) マイナンバー制度導入に伴う長野県個人情報保護条例及び長野県個人情報保護条例施行規則の改正について
  - (3) 行政不服審査法改正に伴う長野県個人情報保護条例の改正について
  - (4) 死者の遺族からの自己情報開示請求への対応について
  - (5) その他
- 5 経 過
  - (1) 10月27日（火）、10月28日（水）  
各委員へ事務局から意見聴取案件資料を事前送付
  - (2) 11月2日（月） 審議会の開催（別紙のとおり）
  - (3) 11月6日（金） 審議結果を実施機関へ通知

(別紙)

会 長： これより、第 39 回個人情報保護運営審議会を開会します。  
審議に入る前に、この会議で撮影や録音を行う場合には、事前に審議会  
会長の許可を得ていただくこととしております。本日は、傍聴者の方で撮  
影や録音を行いたいという方がいらっしゃるようですが、許可することと  
してよいでしょうか。

委員： (承諾)

会 長： それでは、傍聴の方の撮影あるいは録音を審議会会長として許可いたし  
ます。  
それでは、審議事項に入ります。事前にお配りしている案件一覧表 1 ペー  
ジの環境政策課の番号 75 番から保健厚生課の番号 95 番の定型案件について、  
事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 番号 75～95)

会 長： 定型的な案件ということで、事前にお配りしてある資料のとおりという  
ことですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員： (意見なし)

会 長： 続いて、新規の一般案件ですが、情報公開・法務課の番号 96 番から人材  
育成課の番号 100 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局： (説明 番号 96～100)

会 長： ただいまの案件 96 番から 100 番について、委員の皆さんから御質問、御  
意見はありますか。

委員： (意見なし)

会 長： 次の案件は、諏訪児童相談所の番号 101 番及び 102 番ですが、個人情報  
保護条例第 48 条で、「審議の手続は、個人情報の保護を図る上で支障があ  
ると認められる場合を除き、公開とする。」と規定されています。これから

審議する 101 番、102 番及び追加案件の 127 番は、特定の個人に関する情報の目的外提供ということで、「個人情報の保護を図る上で支障がある」と認められます。この 3 件については、非公開としたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

委員：（承諾）

会 長： それでは、傍聴者の方は一旦、この非公開案件の間だけ、退室してくださいようお願いします。

傍聴者：（退室）

<番号 101、102、127 番の案件について、非公開審議>

会 長： それでは、非公開審議はここまでとします。

傍聴者：（入室）

会 長： それでは、河川課の番号 103 番から番号 105 番の案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 103～105）

会 長： ただいまの 103 番から 105 番について、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは次に、会計課の番号 106 番からスポーツ課の番号 115 番までの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 106～115）

会 長： ただいまの 106 番から 115 番について、委員の皆さんから、御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： それでは次に、税務課の番号 116 番から会計課の番号 122 番までの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 116～122）

会 長： ただいま説明があった 116 番から 122 番までについて、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

竹内会長： 続いて、建築住宅課の番号 128 番から番号 133 番について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 128～133）

会 長： ただいま説明があった 128 番から 133 番までについて、委員の皆さんから御質問、御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、登録簿廃棄案件の審議に入ります。環境政策課の番号 123 番から心の支援課の番号 126 番までの案件について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 番号 123～126）

会 長： 委員の皆さんから、御意見等はありませんか。

委員：（意見なし）

会 長： 以上で、通常の見聞聴取案件の審議は全て終了しました。今回の審議では、意見の付いた案件はありませんでした。127 番の案件については、審議会の意見ということではないという整理でよいでしょうか。説明者からもありましたが、個人を特定する情報は収集しなくてもいいのではと。

事務局： よろしいかと思えます。

会長： では、審議会の意見ではないですが、改善をまた検討していただくよう御留意いただくとして、審議案件は全件適当と認めることとしてよいでしょうか。

委員：（承諾）

会長： ありがとうございます。

続いて、マイナンバー制度の導入に伴う長野県個人情報保護条例及び長野県個人情報保護条例施行規則の改正について、事務局から報告があるということですので、説明を求めます。

事務局：（説明 マイナンバー制度導入に伴う長野県個人情報保護条例及び長野県個人情報保護条例施行規則の改正について）

会長： ただいまの説明について、委員の皆さんから御質問等がありますか。

委員： 印鑑登録というのは、その市町村に住民登録がなくてもできるのでしょうか。例えば、元々は長野県の住所だったけれども海外に移住したという人は、印鑑証明を取る手段はあるのでしょうか。

事務局： 海外にいる場合ですと、マイナンバーが付番されないという形になっていると思います。住民票に基づいた形で個人番号ができる関係上、国内で住民票を持っていないと個人番号が付番されませんので。

委員： 例えば、定年退職までは長野県にいたけれども、海外に転居して何らかの理由で自分の個人情報を取りたいとか、あるいは、親が認知症になってしまって、ロンドンやニューヨークにいる子どもが引き取り、親の何らかのデータが必要になるケースとかですね。そういったときに、海外にいて印鑑登録する方法ってあるのかなと思ひまして。

事務局： そうですね。申し訳ありませんが、印鑑登録の制度は詳細に確認しておりません。

委員： おそらく住民登録と一体ですよ。ただ、そんな例は稀だと思いますが。

事務局：そこは、改めて事務局で確認し、報告させていただきたいと思います。

委員：パスポートでいいとか、免許証でいいとかなら代替手段があるのですが、印鑑証明となると、ちょっと気になったものですので、聞いてみました。

事務局：ありがとうございます。

会長：その点はまた検討していただくということで。

委員：こういった改正というのは、長野県が独自に考えて行っているのではなくて、国の指針みたいなものがあって、それに基づいて行うものなのですか。

事務局：もちろん、条例は各自治体で制定するものですので、改正も基本的には各都道府県の判断ということになります。ただ、今回のマイナンバー法の施行に伴い、マイナンバー法の第31条で、特定個人情報を行政機関個人情報保護法の規定を読み替えて適用する形になっているんですが、地方公共団体が持つ特定個人情報については読み替えがありません。ただ、国の持っている特定個人情報と県の持っている特定個人情報で取扱いに齟齬があっては困るということで、都道府県に対して、必要な措置を講ずるものとするという言い方をしており、取扱いに差異が生じないようにするよう指示が来ているところです。それに伴って、国もある程度の改正イメージなどを示しておりますので、当県でも改正することが望ましいという考え、今回改正するという形になっています。

委員：わかりました。

会長：他に何か御質問等がありますか。

委員：（意見なし）

会長：続いて、行政不服審査法改正に伴う長野県個人情報保護条例の改正予定について、事務局から報告があるということですので、説明を求めます。

事務局：（説明 行政福祉審査法改正に伴う長野県個人情報保護条例の改正予定）

会 長： 委員の皆さんから御質問等がありますか。

委員：（意見なし）

会 長： 続いて、死者の遺族からの自己情報開示請求への対応について、事務局から説明を求めます。

事務局：（説明 死者の遺族からの自己情報開示請求への対応について）

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。死亡した時点で未成年であった自分の子に関する情報というのは、県としては例示に示さず、個別的に検討していくという内容のようですが、いかがでしょうか。

事 務 局： てにをはの修正ですとか、語句の使い方の誤りなどのところは、これから「条例の解釈及び運用基準」を改正していく際に更に詰めていきたいと思っておりますので、主としては、見せ方の構造ですとか、出していく例示の項目としてこの程度具体的に書いていくのが適当かどうか、もう少し具体的な方がいいのではないかとか、もう少し項目を増やした方がいいとか、そういった観点で御意見を頂きたいと思います。

会 長： この案では、大きく言うと①は、相続をした遺族がその相続財産に関して情報を請求する場合。これで、例示とすると、死者が県との間で交わした用地の売買契約書などがありますね。それから逆に、納入通知書等から知りえる債務について、詳細を確認するために関係文書を求める場合。これらが、例示として、2つ挙げられていますね。もう1つは、死者の死に起因する権利義務に関する情報を必要とする場合で、具体例としては、事故で死亡した者の遺族が損害賠償請求の証拠とするため。それから、当該事故に係る慰謝料請求、つまり自らの慰謝料請求権を行使するために、事故の詳細を把握しようとして資料を求める場合。そして、労災認定を求めた遺族が、当該労災に係る証拠とするための資料を求める場合ということですが、これはいらないんじゃないかとか御意見はありますか。

委 員： よく整理されていて、これによろしいんじゃないかと思いますが、遺族とか血縁関係というのは、法律用語ではないんですけど、親族とか親族関係というより、遺族とか血縁関係の方が、やわらかくて分かりやすいという趣

旨でしょうか。

事務局：そこは、結構悩んだ点でございまして、社会的に遺族と言えれば残された血縁関係のある方ですので、親族とか血縁関係というものを出していくのもいいかと思いましたが、血縁関係がないと絶対だめかという、審議会でも議論していただいたように、内縁の妻ですとか、遺書か何かで相続することとなった方である場合もあり、あまり血縁に縛られてもいけないかと思い、「遺族等」まで広げて書こうとしたんですが、そうすると、現場で分かりにくくなるのではないかという見方もあるので、とりあえず、イメージを掴んでもらう趣旨からすると「遺族」くらいの表現でどうかということでのこのような案で作らせていただいた次第です。

会長：①については、死者の財産を相続した遺族というように、限定されますよね。2番目の方は、必ずしも相続している人ではなくて、いわゆる遺族であれば含まれる。

事務局：そうですね。特に、個別の慰謝料請求権という話になると、実際に世話をしている非常に身近な関係になっていたホームヘルパーさんということも否定はできないケースかと思われまして、後は弁護士の方ですとか、成年後見人の方ですとか、血縁関係にない方でも、一応理屈としてはあり得るかと思われまして。それらも包括して、「遺族」くらいの表現の方が分かりやすいのではないかという認識もございました。

会長：成年後見人だと、この解釈では遺族に入るんですか。

事務局：厳密に言うとな一般的に言われる遺族ではないケースもあるかもしれませんが、結局個別に、この方に出したとしても本人に出す場合と同一視できるかどうかを情報公開・法務課と協議をした上で判断していきましょうという部分は残しておりますので、微妙なケースについては、逐一私どもの方に現場の方から投げさせていただくという体制がよろしいのかなと。「それはご本人ではないので請求できません。」というように、現場の窓口でシャットアウトしてしまう必要はないであろうケースとして、分かりやすいところを挙げていくということだと、このくらいの書き方でいかがかというものでございます。

会長：遺族という表現は、従前から使われているものでもありますね。



事務局：そうですね。改正案の上の方の下線が入っていない第一段落の箇所ですが、元々遺族という書き方は使われておりましたので、ここは維持しています。

会長：それで、具体的に請求できる遺族の範囲などは、情報公開・法務課と協議していくと。

事務局：ちょっと一般的に遠いという方であったとしても、個別の状況によっては、請求できる可能性もあり得るということです。

会長：まあ、おおよその方向が分かる感じで、しかも、ただガチガチに決めるのではなくて、柔軟性を残しながら大体のことが分かる、そういう趣旨が理解できます。

また運用してみて、必要になればここでまた検討していただくということで、事務局から示していただいた具体的な案文は、基本的にはこの内容で改正を進めていただくということで、よろしいでしょうか。

委員：（承諾）

会長：それでは、解釈及び運用基準の改正について、今の審議会の意見を踏まえて行うようにしてください。一定の結論が得られましたので、「第三者からの自己情報開示請求への対応について」の審議は、今回で終了とさせていただきます。

続きまして、議事のその他になります。前回審議会の会議録を事務局からお送りしていますが、記載内容について、委員の皆さんから何か御意見はありますか。

委員：（意見なし）

会長：それでは、第38回審議会の会議録は、この内容で確定します。  
以上で本日の個人情報保護運営審議会を終了します。